

大和郡山市地域クラブ活動への生徒参加要綱

(目的)

第1条 この要綱は、大和郡山市立中学校に在籍する生徒の文化・スポーツにおける多様なニーズに応える環境を保障するとともに、学校・地域・保護者の理解と協力を得ながら教職員の働き方改革を推進し、持続可能な活動の実現を図るため、必要な事項を定めることを目的とする。

(実施)

第2条 この要綱による地域クラブ指導者を活用した方式による活動（以下「地域クラブ活動」という。）の対象となる種目及び場所は、別に定める。

2 大和郡山市教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、地域クラブ活動の募集について、生徒・保護者等に周知するものとする。

(参加条件)

第3条 地域クラブ活動に参加することができる生徒は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 市内の公立中学校に通う者
- (2) 自主的・自発的に活動する地域クラブ活動の方針等に従うことに同意した者

(参加申請等)

第4条 地域クラブ活動に参加しようとする生徒の保護者は、大和郡山市地域クラブ参加願（様式第1号。以下「参加願」という。）を在籍校の学校長を通して教育委員会に提出するものとする。

2 地域クラブ活動から退会しようとする生徒の保護者は、地域クラブ指導者及び教育委員会に、書面をもって退会の意思を示すものとする。

(活動準備)

第5条 地域クラブ指導者は、活動日における連絡責任者を定め、あらかじめ生徒及び保護者に通知するものとする。

2 地域クラブの活動拠点となる中学校は、地域クラブ活動にかかる部員を受け入れる部を対象に、教育委員会の予算の範囲内で整備費を受けることができる。

(活動要件)

第6条 地域クラブ活動に参加する生徒は、次の要件に従うものとする。

- (1) 地域クラブ活動を欠席するときは、生徒の保護者が地域クラブ指導者又はその指定する者に事前に連絡しなければならない。
- (2) 在籍校の学習活動や行事等の日程が地域クラブ活動と重なった場合は、原則として在籍校の活動を優先させる。この場合において、学校又は保護者が事前に地域クラブ指導者又はその指定する者に連絡するものとする。

(大会等への参加)

第7条 大会等への参加を希望する地域クラブ活動は、大会主催者が定める要綱等に従うものとする。

(事故への対応)

第8条 地域クラブ活動における事故対応等については、原則として地域クラブ指導員が行うものとし、必要に応じて、学校又は保護者等と連携して対応するものとする。

(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年6月1日から施行する。